

死刑制度を維持する意義はあるのか

五十嵐美央（人間学コース）

（指導教員：堂園俊彦）

キーワード：死刑、応報刑、抑止効果、誤犯

はじめに

令和元年に行われた世論調査によれば、日本では80.8%が死刑もやむを得ないと考えている。しかし、そのような高い支持とは裏腹に、日本の死刑制度は誤判や受刑者の人権、秘匿性、恣意性など様々な問題が指摘されてきた。体感治安の悪化に伴い死刑の支持者が増えている今だからこそ、感情論ではなく死刑制度の是非を多角的に、客観的に議論すべきである。本論文では、応報刑論は死刑制度を正当化する根拠になりえるのか、死刑に抑止効果はあるのか、死刑がもたらす誤判をどのように考えるかといった観点から死刑制度の是非を検討する。

第一章 応報刑論をめぐる議論

第1節 実害対応型の応報刑論

死刑を正当化する刑法理論上の根拠として、実害対応型の応報刑論がしばしば主張される。この応報刑論は、犯罪がもたらした有形的・可視的な実害をもとに刑罰を決めることで、罪刑のバランスを取ろうとするものである。この立場では、死刑を廃止すればどんなに凶悪な犯罪であっても終身刑止まりとなり、それはあまりにも罪刑均衡原則を無視しているため、死刑は存置するべきだと主張される。

第2節 規範保護型の応報刑論

他方で、死刑廃止論者の井田は実害対応型ではなく規範保護型の応報刑論を主張する。なぜなら、刑罰は実害に対応した刑罰を科すことで被害者と加害者の間の損害を回復しようとするためにあるのではなく、刑罰は国家と加害者の間で生じた秩序の動揺という損害を回復するためであると井田は考えるからだ。そのため、規範意識を働かせることが出来たにも関わらず罪を犯してしまった犯罪者に対して、抑止効果や責任能力といった部分も考慮して適当な刑罰を科す。ゆえに、規範保護型では必ずしも実害に対応した刑罰が科されるわけではなく、死刑制度も必ずしも存置しなければいけないというわけではない。死刑制度の是非は、社会の治安の状態などを考慮しながらその都度議論されるものとなる。

第3節 実害対応型と規範保護型のどちらが適切か

では、はたして実害対応型と規範保護型のどちらが現在の刑罰制度として適切なのか。井田は、実害対応型で刑法を運用した時に生じる問題について言及する。すなわち、被害者の持つ命の価値と犯人の負うべき責任の程度はそれぞれ次元が異なる事柄であるにもかかわらず、実害の均衡を刑法で重視することで、被害者の生命の尊重が加害者の権利を希薄にさせたり、加害者の権利の尊重が被害者の権利を軽んじるように見られてしまったりする綱引きのような状態に司法がなってしまうのである。これに対し、規範保護型であれば、司法の場は被害者-加害者ではなく国家-加害者の争いの場となり、被害者と加害者間の権利の対立は生まれなくなる。そのような場になることではじめて、合理的・科学的検討も用いて被害者・加害者双方への適切な処置をとることができるのではないかと井田は考える。

第4節 応報刑論と被害感情

現在、死刑制度を存置する理由として最も大きな割合を占めるのが、「遺族等の被害感情の尊重」である。しかし、現在の応報刑論の一般的な見解は、被害感情がそのまま考慮されて刑の重さが左右されてはならないというものだ。法定刑においては被害感情が反映されてはいるものの、量刑において重視されるのはあくまで犯罪の内容であり、司法において被害感情が直接充足されることは難しい。

こうした事態を前に、高橋は事件にかかわる人々がコミュニケーションを行える場を設け、遺族が生きた被害感情を表明できるようにするシステムの構築を提案する。規範保護型のような相対的応報刑論に基づき死刑廃止を主張するのであれば、よりいっそう被害者遺族の支援に真摯に取り組む必要があると高橋は説く。

第二章 抑止効果をめぐる議論

第1節 抑止効果をめぐる議論

規範保護型のような相対的応報刑論を採用するのであれば、死刑制度の是非を考える上で死刑に抑止効果があるのか

ということとはとても重要になる。計量経済学の観点から死刑の抑止効果を証明しようとしたアーリックは、アメリカにおいて死刑制度の存在が犯罪の抑止に働くことを、推定式を用いた検証によって導き出した。しかし、この結果には研究方法に対する多くの批判が寄せられた。また、アーリックの推定式を用いて日本の死刑の抑止効果を証明しようとした松村・竹内の検証結果は、すべての数値が抑止効果と逆の結果を導いた。

第2節 抑止効果の議論が持つ意義

以上のことから導き出されるのは、抑止効果を科学的に実証することの困難さである。なぜなら、殺人件数減少の原因は、死刑制度の有無だけではなく所得や収入の安定といった様々な要因と複雑に絡み合っているため、死刑制度の抑止効果のみを抽出することが困難であるからだ。また、国ごとに犯罪抑止の要因が異なることも困難さを生む原因の一つである。

このような抑止効果があるともないとも言えない状態で、抑止の議論をどのように考えていくべきなのか。井田は、経験的事実による抑止効果の確からしさがあれば、それに刑法の法益保護が立脚するのは合理的であり、科学的な裏付けを求める必要はないと主張する。しかし、死刑制度の存廃論を客観的に議論するためには、やはり抑止効果の科学的な検証は引き続き行われるべきである。それと並行して、抑止効果がある立場にもない立場にも立てないのであれば、「たとえ抑止効果があったとしても死刑制度は廃止されるべきである」と言えるほどの問題点が死刑にないか」を考慮することが、死刑の是非を批判的に検討する最善の方法であると考えている。

第三章 誤判をめぐる議論

第1節 誤判を手続き上の問題とする立場

誤判の問題は、死刑廃止の強力な根拠の一つになってきた。他方で、存置論者にとって誤判はあくまで裁判手続きにおけるミスのようなもので、誤判を無くすための努力はするべきであるものの死刑制度の是非とは切り離して考えるべきだとされている。

第2節 誤判は制度の中に避けがたく存在するとする立場

しかし廃止派にとっては、誤判はいくら手厚い手続きを整えたところで不可避免的に生じてしまうものであり、是非と切り離して考えてはいけなとする。誤判が不可避免的に生じる要因として、廃止派は自白の強要、科学的な証拠の限界、再審の壁の高さを挙げる。自白の強要は実際に自白が捜査に役立っている場面が多いからこそ、「もしかしたら自分たちは自白を強要しているのかもしれない」という意識は希薄になるという。また、どんなに捜査方法が科学的に優れていったとしても、捜査によって得た情報を解釈して犯人を推測する

のは人間であるため、事実認定を誤る危険性がある。また、再審の壁の高さは一度下した決定をすぐ変えることで司法の信用が崩れることを防ぐためのものであるため、仮に誤判であったとしてもよほどのことがない限り再審は開かれない。このような要因から、どんなに手厚い手続きを整えても死刑は不可避免的に生じてしまうと廃止派は考える。

第3節 誤判をどのように考えるか

実は存置派も、多くが誤判の不可避免性を指摘している。しかし、「誤判が不可避免であってもそれでも死刑は存置する意義がある」と考えるか、それとも「罪のない命を奪ってまで存置する意義はない」と考えるかで誤判に対する捉え方が異なっていると考えられる。つまり、誤判の問題の背景には、「人の命の重みをどのように考えるか」という論点があり、このような規範的な問いが存廃論を難しくしている要因である。そのため、萱野などは規範的な観点を抜きにして廃止を主張しようとしたが、やはり最終的には規範的な論拠に基づいて死刑廃止が主張されていた。以上のことから、本論文も最後は死刑の誤判がもたらす「回復不可能性」という問題に着目して、規範的な観点から死刑廃止を主張する。

他の刑罰は誤判であっても、その誤判がもたらすのはあくまで自分が持っていた利益（時間や人間関係など）の喪失だが、死刑がもたらす誤判はそのような利益が帰属する主体の喪失であり、他の刑罰と取り返しのつかなさ（回復不可能性）の次元が違う。そのことから、「無実の人の命を奪ってしまう」という重大な不正義を避けるためには、死刑制度を廃止したほうが良いと考える。

おわりに

死刑はつい理想的・道徳的に是非を決めてしまいがちだが、その道徳判断は、その都度様々な現実問題を加味しながら再考されていくべきである。そのため、本論文の結論に納得できなくても、本論文を通じて多様な観点から死刑について捉えなおす契機になれば、目的は達成されたと言える。また反省点としては、本論文は誤判を理由に死刑廃止を主張したが、実際に罪を犯した犯罪者の命を奪うことに関しては判断を保留していることである。この点に関しては、今後生命倫理学の議論も参考にしながら検討していく。

主な参考文献

- ・井田良、『死刑制度と刑罰理論 死刑はなぜ問題なのか』（2022年）、岩波書店
- ・高橋則夫、「死刑存廃論における一つの視点」、井田良・太田達也編『いま死刑制度を考える』（2014年）、慶應義塾大学出版
- ・萱野稔人、『死刑 その哲学的考察』（2017年）、筑摩書房
- ・秋葉弘哉、『犯罪の経済学』（1993年）、多賀出版

本要旨は、『2022年度 静岡大学人文社会科学部 卒業論文要旨集』第19号に掲載されたものを、著者の許可を得て掲載するものである。許可なく転載することを禁止する。